

(様式2)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況 【対象年度：令和4年度】

※ 1～6：所管課記入、7：指定管理者記入、8～9：指定管理者及び所管課記入、10：指定管理者及び所管課記入（実施した場合）

所管部・課	健康福祉部障がい者支援課
指定管理者	社会福祉法人長野県社会福祉事業団

1 施設名等

施設名	長野県信濃学園	住所	松本市波田4417-8
		電話	0263-92-2078
		ホームページ	https://nagano-swc.com/shinano/

2 施設の概要

設置年月	昭和26年4月	根拠条例等	児童福祉施設条例
設置目的	児童の福祉を目的として、知的障がいのある児童を入所させて、これを保護し、日常生活の指導を行い、並びに独立自活に必要な知識及び技能を授ける。		
施設内容	障害児入所施設（）内は定員 施設入所支援(30人)、短期入所(空床)、日中一時支援、在宅障がい児等支援		
利用料金	児童福祉法又は障害者総合支援法の規定による厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額		
開所日			
開所時間			

3 現指定管理者前の管理運営状況

期間	管理形態	管理受託者又は指定管理者等
～平成22年度	直営	
平成23年度～27年度	指定管理	社会福祉法人長野県社会福祉事業団
平成28年度～令和2年度	指定管理	社会福祉法人長野県社会福祉事業団

4 報告年度の指定管理者等

指定管理者	社会福祉法人長野県社会福祉事業団	指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）
選定方法	公募（応募者数：1）		

5 指定管理料（決算ベース）

令和4年度(A)	令和3年度(B)	差(A)－(B)	※(A)：当該年度、(B)：前年度(以下同じ)
186,842 千円	195,778 千円	▲ 8,936 千円	
	増減理由	設備工事等の減少のため。	

6 指定管理者が行う業務

<ul style="list-style-type: none"> 入所利用者の入所に関する業務 入所利用者に対する保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与 施設及び設備の維持管理に関する業務

7 利用実績等

(1) 利用実績【指標：利用者数】

(単位：人、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度(A)	29	29	29	29	29	28	29	29	28	28	28	26	341
令和3年度(B)	29	29	29	29	29	29	29	29	29	28	28	29	346
(A)/(B)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	96.6	100.0	100.0	96.6	100.0	100.0	89.7	98.6
増減要因等	3月の差は、R4は退所者が3名。R3は退所者もいたが、同月中に新規入所者が有り29名となったため。												

(2) 利用料金収入

(単位：千円、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度(A)	6,403	6,890	6,675	6,701	6,308	6,855	6,964	6,272	6,528	6,462	6,274	6,815	79,147
令和3年度(B)	6,570	6,570	6,783	6,536	5,814	7,626	6,336	6,496	6,269	6,096	5,097	5,930	76,123
(A)/(B)	97.5	104.9	98.4	102.5	108.5	89.9	109.9	96.6	104.1	106.0	123.1	114.9	104.0
増減要因等	・2月の差は、R3において契約利用者減(措置児童増)による。												

(3) 利用料金見直しの状況（前年度と比べて）

見直しの有無	見直した場合はその内容
無	

(4) 開所日・時間の見直し等の状況（前年度と比べて）

開所日数	開所時間	見直しの有無	見直した場合はその内容
令和4年度(A)	365日	無	
令和3年度(B)	365日		

(様式2)

(5) サービス向上のため実施した内容

・各利用者について半年ごとに保護者の同意を得て個別支援計画を作成し、それを実現するための各月ごとのスモールステップ目標を設定して支援をした。
 ・作業療法を実施して、児童の心と体を安定させた生活ができるように努めた。
 ・自閉症療育支援事業を実施し、その成果を現場に反映させた(web開催)。
 ・給食委員会を開催し、給食提供業務における事故発生を分析し、安全・安心の食事提供に努めた(委託業務含む)。
 ・こまくさ教室公開講座の開催し、信濃学園の実情と地域移行についての理解を得ることに努めた(web開催)。
 ・入所希望者ケア会議について対面とwebを併用して実施した。
 ・人材育成として、事業所研修計画を策定・実施し、職員の資質向上に努めた。新型コロナウイルス感染防止対策のため、職員を各種研修、他施設等へ派遣せず、webによる研修にした。
 ・事業団としての立場、職業人としての基本的なマナー等を身に付けられるよう、新任職員研修を実施した。
 ・利用者本位のサービス提供体制の確立、職員の人権意識の高揚、経営に対する理解を深めるよう努めた。

(6) その他実施した取組内容

・長野県社会福祉事業団「虐待防止対応規程」並びに「信濃学園虐待防止対応規程」及び「信濃学園身体拘束ガイドライン」に基づき、権利擁護の充実を図った。職員の権利擁護意識についてのセルフチェックを年2回実施し、課題を分析し、改善策を職員に周知した。職員の人権擁護に関する意識の向上を図るために研修会を開催するとともに、他団体主催の研修、セミナー等へのwebによる参加を促進した。
 ・利用者の個人情報を適正に管理するために、「個人情報保護規則」「特定個人情報取扱要綱」を遵守するとともに、「信濃学園個人情報保護マニュアル」により利用者に係る個人情報の取扱いについて厳格に対応し、利用者、家族から信頼される施設運営に努めた。
 ・感染症発生時の連絡・連携の確保と利用者の余暇生活の向上のため、所内のネットワーク環境の整備等、100万円を超えるものであっても事業所の費用により修繕をした。
 ・感染症及び自然災害に対する事業継続計画(BCP)を策定した。

(7) 利用者の主な声及びその対応状況

入所利用者、短期入所・日中一時利用者、保護者に満足度調査を実施した。保護者からは「満足」「どちらかといえば満足」の結果であった。利用者の総合的な評価については、昨年に引き続き絵カードを用いて調査を行ったところ、未回答の回答数が減少した。

8 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価を記入)

※項目は施設の状況に応じ加除修正してください。

項目	指定管理者	所管課	評価
施設の目的に沿った管理運営	・協定書・仕様書及び事業計画に基づき、利用者の豊かな生活と、在宅障がい児を含む療育支援を目指して管理運営を行った。	・協定書、仕様書及び事業計画に基づき、適正に運営を行っている。	B
利用者サービス向上の取組	・感染症拡大防止に努めつつ、休日及び学校の長期休業期間中の利用者の余暇を充実させるよう努めた。また、社会体験事業は感染症拡大防止のために制限されたが、寮の行事ではテイクアウトを利用した食事会等を行い、世の中の人たちと同じような体験をする機会を設けた。その際の費用については、事業所の費用から社会体験費を支出し、嗜好品や消耗品の購入等、利用者の希望に合わせて計画的に使用することができた。 ・サービス評価に関する取組として、福祉サービス第三者評価を受審し、その結果を公表した。学園の福祉サービス評価委員会と苦情解決委員会(ともに外部委員を招聘)は、開催時期に感染レベルが上がったため、昨年度と同様に施設への立ち入りを制限したため、外部委員による福祉サービス評価委員会を書面により実施し、利用者満足度調査及び職員の自己評価等についての評価を求めた。	・感染症対策を実施しながら、利用者の障がい特性に則した療育支援を継続している。 ・利用者満足度調査と外部委員による評価委員会を実施し、利用者サービスの向上に取り組んでいる。	B
在宅障がい児支援	・短期入所・日中一時支援の受け入れは、感染症拡大防止のために大幅に制限したが、児童相談所から依頼される緊急一時保護は、感染防止対策を徹底して受け入れに努めた。 ・在宅障がい児及びその家族への療育相談の場として「こまくさ教室」を開催した。感染症拡大防止のため大幅に制限したが、可能な限り専門スタッフによる医療・各種療法・心理・発達・生活などの各種相談に応じた。公開講座は、webを活用して開催した。	・感染症拡大防止のため、受け入れを制限しながらも、在宅障がい児及び家族のニーズに応じた支援を図っている。 ・「こまくさ教室」の公開講座を通じて療育への支援を可能な限り行っている。	B
職員・管理体制	・看護師・心理担当職員を1名ずつ配置し、手厚い健康管理体制と専門性の高い支援体制を構築した。 ・職員のメンタルヘルス対策としてストレスチェックを実施し、不調に対する早期対応に取り組んだ。 ・研修等を積極的に行い、人材育成を図った。	・必要な職種、人員を効率的に配置することにより、サービスの向上と経費の削減に努めている。 ・職員教育・研修体制の見直しを行い、人材育成に重点を置いている。	A
収支状況	収入 277,054千円 支出 263,261千円(内人件費 170,085千円) 差額 13,793千円	・適正な収支状況である。	A
総合評価	・協定書・仕様書及び事業計画に基づき、施設の設置目的に沿った管理運営・定期報告及び事業報告を実現することができた。	・利用者サービスの向上に努めるとともに健全な事業運営を行っている。	B

<評価区分> A:仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
 B:おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われている。
 C:仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。
 D:仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

(様式2)

9 施設管理運営の課題

項目	指定管理者	所管課
施設の管理運営の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の療育・安全面等から増改築により南寮の個室化が必要である。 ・施設の老朽化が目立ち、毎年、改修が行われている。ここ数年で入所利用者の障がい特性が変化し、強度行動障がいや自閉的傾向が強い利用者が増えてきたことに伴い、破損箇所も増えている。また、温度(室温)や光(照明器具)音(クラシック音楽)の調整をすることで落ち着く利用者が多いため、子どもたちの暮らす場として「快適さ」「家庭的環境」を求めるためには、効果的な改修を続ける必要がある。 ・県内唯一の知的障がい児を対象とした福祉型障害児入所施設として、複雑な問題を抱える利用者が主である中、対象年齢を超えた利用者のニーズに沿った地域生活移行のために出身地域関係機関との連携・協力が必要である。 ・空床型短期入所であるため、短期入所や緊急一時保護の希望があっても空きがなく受け入れを断ったケースがあった。併設型に移行するための改修工事、人員体制の整備が必要である。 ・対人支援の現場として人権尊重の姿勢を常に維持するための職員教育・啓蒙と、職員の精神的なケアの充実が必要である。 ・令和2年2月10日厚生労働省の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」の最終報告が公表された。この報告書で示された方向性を踏まえ、今後の信濃学園の在り方の検討が必要である。 ・福祉型障害児入所施設のみなし規定が令和5年度末で終了する。18歳以上入所者(いわゆる「過齢児」)の移行が課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内唯一の福祉型障害児入所施設として、入所者、その家族(支援者)のニーズに適切に対応していく必要がある。 ・「有期限有目標」を考えたときに、円滑な地域生活移行のため、行動障がいのある児童を含めた利用者の自立に向けた能力を育成する必要がある。 ・過齢児の地域移行について、退所後においても切れ目のない適切な支援を受けられるよう、障害者支援施設及び支援関係機関等と連携を密にした取組を行っていく必要がある。 ・自立に向けた「能力の育成」という視点から「学校関係者・教育者・地域の方々」との連帯が必要である。 ・サービスの向上と安全で利用しやすい環境を提供するために施設等の計画的な改修等を行っていく必要がある。 ・国の報告を踏まえ、信濃学園の在り方について検討していく。

10 第三者評価で指摘された事項の管理運営等への反映状況(第三者評価実施年度の翌年度以降に記載)

【実施年月日: 令和 年 月 日】

第三者評価における指摘・意見等	管理運営等への反映状況	
	指定管理者	所管課
令和5年度実施予定		